

役員等の費用弁償規程一部改正について

特定非営利活動法人精華町スポーツ協会役員等の費用弁償規程(以下、「規程」という)の一部改正を次の通り提案します。

(改正内容)

規程第3条第1項及び第2項に記載されている会議、事業に出席した場合の額並びに別表2の備考を下記のとおりを変更します。

記

別表1(第3条関係)

名 称	費用弁償額	
理事会出席	1回あたり	1,000円
三役会	1回あたり	1,000円
専門委員会、専門部会出席	1回あたり	1,000円
監事監査出席	1日あたり	3,000円
役職を伴うその他の会議等出席	1回あたり	町内 1,000円
		町外 2,000円

別表2(第3条関係)

名 称	費用弁償額
けいはんなサイクルレース	2,000円
ツアー・オブ・ジャパン	
障害児者ふれあいの集い	
精華町子ども祭り	
精華町お宝発見ウォーク	

備考

- 1 本表に記載のない事業に出席した場合は、理事会に諮り決定する。

(施行期日)

令和6年4月1日より施行する